

主な改正の概要（平成 28 年 9 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
—	関税率表の解釈に関する通則 3(b)	「小売用のセットにした物品」に係る「小売」の意義を明確化するとともに、例示をより具体化。
第 3 類 号の解説	魚の粉、ミール、ペレット	魚、甲殻類、軟体動物及び水棲無脊椎動物の粉、ミール、ペレットで食用に適するものについて、第 3 類の各号に分類されることを明確化。
第 29.37 項 号の解説	ポリペプチドホルモン	二以上のアミノ酸を含有するペプチドホルモンが第 2937.11 号から第 2937.19 号までに分類されることを明確化。
第 30.05 項	医薬を染み込ませ又は塗布してないガーゼ等	医薬を染み込ませ又は塗布してないガーゼ等は、医療用等として再包装されることなく、直接小売される形状又は包装にしたもので、かつ、医療用等としての使用を専ら意図していることが識別できる場合に限り、第 52.08 項ではなく第 30.05 項に分類されることを明確化。
第 87.01 項 号の解説	道路走行用トラクター	道路走行用トラクターの定義を明確化するとともに、第 8701.20 号及び第 8701.90 号に分類される物品の区別を明確化。
第 94.01 項	腰掛け	第 94.01 項の腰掛けには、玩具の部品、音楽プレーヤー、照明機能等のような、腰掛け以外の補助的な構成要素が付いていてもよいこと及び幼児用歩行器が含まれないことを明確化。
第 95.06 項	ジャンプボール	身体トレーニングのために設計されたジャンプボールが第 95.06 項に分類されることを明確化。
第 96.17 項	魔法瓶その他の真空容器	保護用の外部ケースを有しない、ステンレス鋼製の二重壁の真空断熱魔法瓶で、保温性を有するものが第 96.17 項に分類されることを明確化。

分類例規第 1 部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 0307.99 号	凍結乾燥したいかの粉	生鮮のいかを凍結乾燥して得た粉について、第 0307.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	粉末アルコール	エチルアルコールとデキストリンを混合し、噴霧乾燥したものについて、その他の調製食料品として、第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	水、硬化植物油等から成るクリーム	水、硬化植物油及び砂糖からなるホイップドクリームの代用品について、その他の調製食料品として、第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3208.10 号	変性アルキド樹脂溶液	ワニス仕上げや塗装に使用されるホワイトスピリット（重量比 90%）以上及びアルキド樹脂（重量比 10% 以下）から成る溶液について、第 3208.10 号に分類（通則 1（第 32 類注 4）及び 6）。
第 3302.90 号	香気性物質をもととした調製品（アルコール溶液）	エチルアルコール、精油から単離した香気性物質、変性剤及び染料から成る溶液について、一以上の香気性物質をもととした混合物として、第 3302.90 号に分類（通則 1 及び 6）。

主な改正の概要（平成 28 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 6104.63 号 第 6109.90 号	二つの構成部分から成る女子用の衣類	小売用にして共に提示されるズボン及び長袖 T シャツについて、分離して、それぞれ第 6104.63 号又は第 6109.90 号に分類(通則 1(第 11 部注 14)及び 6)。
第 6307.90 号	チャイルドキャリア	紡織用繊維製の腰掛けを備え、大人が、子供を座らせた姿勢のままで背負って運べるように設計されたチャイルドキャリアについて、その他の紡織用繊維製品として、第 6307.90 号に分類(通則 1(第 11 部注 7(f))、3(b)及び 6)。
第 6307.90 号	ベビーキャリア	種々の方法で子供を運ぶことができる紡織用繊維製のベビーキャリアについて、その他の紡織用繊維製品として、第 6307.90 号に分類(通則 1(第 11 部注 7(f))及び 6)。
第 6912.00 号	ランドリーボール	プラスチック製の穴の開いたケースに磁石及び陶磁製のペレット(ビーズ)を内包したもので、家庭用の洗濯機で使用され、物理的な作用によって衣類を洗浄するものについて、陶磁製の家庭用品として、第 6912.00 号に分類(通則 1 及び 3(b))。
第 9403.20 号	オーディオ用／ビデオ用フロアスタンド	フラットパネルディスプレイを取り付けて使用するキャスター付きのアルミニウム製のフロアスタンドについて、その他の金属製家具として、第 9403.20 号に分類(通則 1(第 94 類注 2)、2(a)及び 6)。
第 9403.20 号	オーディオ用／ビデオ用フロアスタンド	フラットパネルディスプレイを取り付けて使用するキャスター付きの鉄製のフロアスタンドについて、その他の金属製家具として、第 9403.20 号に分類(通則 1(第 94 類注 2)、2(a)及び 6)。
第 9506.91 号	ジャンプボール	身体トレーニングのために設計されたプラスチック製の空気入れ式のジャンプボールについて、身体トレーニング用具として、第 9506.91 号に分類(通則 1 及び 6)。